

平成 25 年 度
社 会 教 育 主 事 講 習
実 施 要 項

期間 平成 25 年 5 月 19 日～平成 26 年 2 月 16 日

主催 お茶の水女子大学

平成25年度社会教育主事講習 実施要項

1. 趣 旨

社会教育法第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき、文部科学省より委嘱を受け、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とした講習を実施する。

日曜日を主とする、通年でのプログラムを用意し、実務や仕事のサイクルに合わせた年間履修の機会を提供すると同時に、こんにちの社会教育の現場に求められる、より実践的なカリキュラムを開発し提供する。

2. 主 催

お茶の水女子大学

3. 対 象

社会教育主事講習等規程第2条の各号に該当する方

- ① 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者（第2条1号）
- ② 短期大学または高等専門学校を卒業した者（第2条1号）
- ③ 教育職員の普通免許状を有する者（第2条2号）
- ④ 2年以上社会教育に関する職（社会教育主事補、司書、学芸員など）や社会教育関係団体の業務に従事していた者（第2条3号）
- ⑤ 4年以上教育に関する職にあった者（第2条4号）
- ⑥ 社会教育に関する専門的事項について教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの（第2条5号）

お茶の水女子大学社会教育主事講習では、現場の経験や実践から学ぶことを重視していることから、特に、以下のような学習支援の経験者を対象とします。

ア. 自治体教育委員会・首長部局の正規・非正規職員

イ. 教員

ウ. 学習支援に関わる指定管理者・NPOのグループ・市民団体等のメンバー

（学校支援・子育て支援・日本語学習・男女共同参画・青少年の居場所づくり・高齢者福祉など、地域で行政との協働のパートナーとして事業に取り組んでいる指定管理者、NPOや市民団体のメンバーの方々）

4. 定 員 40名

5. 期 間 平成25年度は、5月19日～平成26年2月16日まで

6. 会場

主会場 お茶の水女子大学 本館3F 306教室

7. 講習を行う科目名、単位数、内容・テーマ、配当時間数、講師及び日程別紙のプログラム時間割を参照ください。

8. 2年制履修制度

本講習は、社会教育実践を省察し、職場での実践と講習との往還を大事にすることから、2年制履修を勧めています。1年目で学んだことを、2年目は職場で実践しながら省察することで、実践力の養成をめざしています。1年制で履修することも可能です。

2年制 1年目 生涯学習概論、社会教育特講、社会教育計画（必修）
 2年目 社会教育演習（必修）

1年制 生涯学習概論、社会教育特講、社会教育計画（必修）、社会教育演習（必修）

9. 受講申し込み手続

申込書類一式（様式1～様式6）はいずれも、お茶の水女子大学のホームページ（<http://www.ocha.ac.jp/>）よりダウンロードできます。

申し込みは、お茶の水女子大学のHPでの案内開始時（4月上旬）もしくは官報での告示日（4月中旬予定）からとします。

(1) 申込方法および申込先

① 公務員の受講希望者

「9.(2)提出書類」のうち必要な書類を5月7日（火）必着で、勤務先のある都道府県教育委員会（生涯学習関係部局）にご提出ください。

② 公務員以外の方

住居のある都道府県の教育委員会に5月7日（火）必着でご提出してください（なお、独立行政法人国立青少年教育振興機構に勤務する方で都道府県教育委員会との人事交流で採用されている職員は派遣元の都道府県教育委員会にご提出ください）。

(2) 提出書類（下記ア. イ. ウ. の提出は必須です）

◎必ず提出する書類

ア. 「**社会教育主事講習受講申込書**」・・・「様式1」

イ. 「**受講資格**」を証明する書類（上記ア. の「**受講資格**」欄を証明する書類）
社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号、以下、「省令」。）

ウ. 「**受講の動機・希望について**」・・・「様式6」

本講習の受講を希望した理由を400字以内で記入の上、提出してください。

◎ 第2条各号において、提出が必要な書類は下記のとおりとします。

①大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者等（第1号該当者）、短期大学または高等専門学校を卒業した者（第1号該当者）

a) 最終学歴の「卒業証明書」

②教育職員の普通免許状を有する者（第2号該当者）

教育職員の普通免許状の写、又は、教育職員免許状の授与証明書

③以下に該当する方々（第3、4、5号該当者）

- ・2年以上社会教育主事補の職にあつた者（第3号該当者）
- ・2年以上官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で、司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた者（第3号該当者）
- ・4年以上教育職員の職にあつた者（第4号該当者）
- ・第1～第4号に相当するものとして文部科学大臣の認める者（第5号該当者）



第3、4、5号該当者は所属長が証明する「勤務証明書」・・・「様式2」

- ・2年以上官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した者（第3号該当者）



社会教育団体等に所属する場合は「経歴証明書」・・・「様式3」

エ. 「単位修得認定申請書」・・・「様式4」

単位修得の認定を希望する方のみ、詳細は、下記「10. 科目代替について」を参照してください。

オ. 「単位修得証明書」・・・「様式5」

講習の分割受講を希望する方のみ、詳細は、下記「11. 分割受講について」を参照してください。

〈留意事項〉

上記提出書類のうち、様式2、3、及び4. について、写しを提出する場合は、所属機関又は推薦機関の「原本証明」が必要です。

(3) 提出期日

受講希望者は、官報告示日（4月初旬）から、5月7日（火）必着にて、勤務先、もしくは住居のある都道府県の教育委員会（生涯学習関係部局）に申請書類をご提出下さい。

- 例・東京都教育庁 地域教育支援部 生涯学習課
- ・千葉県教育委員会 教育振興部 生涯学習課
- ・埼玉県教育局 市町村支援部 生涯学習文化財課
- ・神奈川県教育局 生涯学習部 生涯学習課

10. 科目代替について

本講習においては「社会教育計画」「社会教育演習」は必修科目ですので、必ず受講して下さい。ただし以下の(1)から(3)に該当する科目については、科目代替ができます。

- (1) 省令第7条第2項及び第3項の規定により、大学（放送大学を含む）における科目の既修得単位、及び、文部科学大臣が定める学修をもって、本講習において受講者が修得すべき科目の単位に替えることができます。

ただし、4科目すべての代替は認めません。社会教育計画、社会教育演習は必ず受講ください。

- (2) 下記の条件を満たす場合は「社会教育特講〔3単位〕」の単位修得の認定を行います。

「社会教育特講に代替

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター又は国立教育会館社会教育研修所における「博物館職員講習」「図書館司書専門講座」等の講座を修了している場合は、「社会教育特講」に代替できます。

- (3) 以下のAからCの要件を満たすと認められる大学の授業、およびそれに準ずる公開講座等については、(1)に関わらず、「社会教育計画」「社会教育演習」についても代替することができる。認定は、お茶の水女子大学社会教育主事講習運営委員会において行う。

- A：①実践とそのコミュニティを支え培う経験の持続的発展的な積み重ね
 ②異なる分野の実践と自らの実践の間に相互的な理解と協働関係を生み出す経験
- B：①自身の実践と経験をとらえ直し表現し、発展的に再構成する実践研究のサイクル
 ②他の実践と事例から学ぶ事例研究の視点と方法
- C：①学習の組織とシステムをめぐる経験と研究
 ②市民の学習と社会の現状・歴史・理念をめぐる研究と展望の共有

上記のABCの要件は日本社会教育学会「社会教育・生涯学習関連職員問題特別委員会「知識基盤社会における社会教育の役割－職員問題特別委員会議論のまとめ－」（日本社会教育学会編『学びあうコミュニティを培う』東洋館出版、2009年所収）において、社会教育職員の力量形成を支える研修のあり方として指摘されている内容に基づく。

(3)による科目代替を希望する場合には、別途、①～③の手続きが必要となる。

①授業や講座のシラバス・要綱・資料等のデータを提出する。

②授業・プログラム・講座で最終的な評価の対象となったレポート・論文の提出を提出する。

①と②の書類審査に加えて、

③お茶の水女子大学の講習の中のラウンドテーブルにおいて、②を踏まえた報告を行い、評価を受ける。

(4) 科目代替を希望する場合は、「単位修得認定申請書」（様式3）に必要事項を記入の上、当該科目に相当する科目の「単位修得証明書」「研修講座の修了証書」等を添付してください。ただし、証明書類について、写しを提出する場合は、所属機関又は推薦機関による「原本証明」が必要です。

1 1. 受講者の選定及び受講者決定の通知

「社会教育主事講習運営委員会」の意見を基に受講者を選定し、その結果を、推薦のあった都道府県教育委員会及び受講者本人に通知します。

1 2. 修了証書

省令第8条により、本講習において9単位以上の単位を修得した者に対して、受講終了後、講習の修了証書を授与します。

なお本講習での修得単位が9単位に満たない者に対しては、修得した科目の「単位修得証明書」（様式4）を公布します。

科目代替の手続きを経て、本講習と合わせて9単位以上の単位を修得した者に対しては、修了証書の希望を申し出た場合に、修了証書を授与します。

1 3. 受講に要する経費

受講に要する経費（例：テキスト代、実践記録印刷製本代等）2万5千円は、受講者側の負担となります。ただし、科目代替の制度（上記<10>の項目を参照のこと）を利用する受講生については、減免があります。

1 4. 受講に際しての留意点

本講習は、原則として、各科目とも8割以上の出席を要件としています。やむを得ず欠席する場合は、所定様式に欠席理由等を記載し、所属長等の押印の上、提出してください。欠席が継続することにより、単位修得が認められない場合があります。

15. その他

- (1) 講義室である生活科学部306教室は、学部の授業などで、お待ちいただくことがあります。外でお待ちいただく場合にはご静粛をお願いいたします。
- (2) お茶の水女子大学は女子大学であり、また幼稚園から高等学校まで附属校舎があります。正門と南門で身分証提示が求められることがある点、予めご承知下さい。

本主事講習申込や実施要項についての問い合わせ

お茶の水女子大学 社会教育主事講習・地域連携プロジェクト室

〒112-8610 東京都文京区大塚2-1-1

お茶の水女子大学 人間文化創成科学研究科・全学共用研究棟5F

お問い合わせには原則メールでの対応になりますので、ご了承ください。

E-Mail : miwa.kenji@ocha.ac.jp (三輪建二：主任講師)

090-3962-4886 (主任講師携帯)

shakyo-shujikoushu@cc.ocha.ac.jp (事務局)